相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市小城町池上三六八番地
最後の住所佐賀県小城市牛津町乙柳一〇五二番地六
被相続人亡　立部　清吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

佐賀県佐賀市栄町六番二五号　ＦＬＥＸ佐賀駅前二〇一
相続財産管理人　弁護士　奈良崎真士

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月一日

一、墳墓等所在地　愛知県弥富市鯏浦町用水上九四番地
一、墳墓等の名称　鯏浦霊園
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　氏名①伊藤よね子　②古瀬康子　③国分貞次朗
一、改葬を行おうとする者　愛知県弥富市荷之上町小新田九五五番地　鯏浦霊園管理の会　委員長　宇佐美恒夫

債権申出の公告

当社は、昭和五十九年五月十九日付で無限責任社員全員の退社により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十八年三月三十一日、神戸地方裁判所龍野支部（平成二十八年（ヒ）第一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日

兵庫県たつの市揖保町松原七一番地の一
（閉鎖登記簿上の本店兵庫県龍野市揖保町松原七一番地の一）　表産業合資会社
清算人　谷林　一憲
連絡先　兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地　谷林・小川法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目二番二八号
河北新報企業年金基金
清算人　八浪　英明

債権申出の公告（第二回）

当社は平成二十八年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金制度を終了したので、当社に規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日

福島県本宮市本宮字名郷七番地
アルス株式会社
確定給付企業年金清算人　眞保　文善

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年６月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ウェイブダッシュ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6823号　④株式会社ウェイブダッシュ　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　代表取締役　河野由紀　⑤本店　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング11階　⑥平成26年９月４日　⑧平成28年４月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　株式会社ウェイブダッシュ　代表取締役　河野由紀

Ｂ　①赤松達芳　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－987号　④赤松達芳　横浜市泉区弥生台22番地３　グリーンハイム弥生台９棟502号　⑤本店　横浜市泉区弥生台22番地３　グリーンハイム弥生台９棟502号　⑥平成23年10月11日　⑧平成28年５月１日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市泉区弥生台22番地３　グリーンハイム弥生台９棟502号　赤松達芳

Ｂ　①Ｔトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2653号　④株式会社Ｔトラベル　東京都渋谷区南平台町16番17号　代表取締役　脇尊裕　⑤Ｔトラベル専用コールセンター　大阪市北区梅田２丁目２－２ヒルトンプラザウエスト９階　⑥平成24年12月28日　⑧平成28年３月31日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区梅田２丁目２－２　株式会社アーク・スリー・インターナショナル　代表取締役　脇尊裕

Ｃ　①正広パーキング株式会社（正広観光）　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－383号　④正広パーキング株式会社　広島県三原市本郷町善入寺1775番地　代表取締役　沖野克彦　⑤本社営業所　広島県三原市本郷町善入寺1775　⑥平成21年８月28日　⑨平成27年12月１日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県三原市本郷町善入寺1775番地　正広パーキング株式会社　代表取締役　沖野克彦

Ｂ　①一般社団法人島原半島観光連盟　②地域限定旅行業　③長崎県知事登録旅行業第地域ー168号　④一般社団法人島原半島観光連盟　長崎県島原市平成町１番地１　代表理事　楠田喜熊　⑤一般社団法人島原半島観光連盟　長崎県島原市平成町１番地１　⑥平成25年９月24日　⑧平成28年３月31日　⑩100万円　⑪長崎県知事　⑫長崎県島原市平成町１番地１　一般社団法人島原半島観光連盟　代表理事　楠田喜熊